

植物防疫所

# 『植物防掲情報』

<http://www.maff.go.jp/pps/>

No.18

発行所：農林水産省 那覇植物防疫事務所  
〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1  
那覇港湾合同庁舎内  
TEL 098-868-0715  
ISSN 2186-1625

平成27年9月9日現在

植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する以下の最新情報を提供しています。

## 【植物検疫関係情報】

- 【輸出入・国内】「実りのフェスティバル」平成27年11月13日（金曜日）～14日（土曜日）に出演します（平成27年9月2日）
- 【輸出】ヨルダンの輸出条件詳細情報ページを更新しました（平成27年8月27日）
- 【輸出】輸出条件早見表（貨物、携帯品及び郵便）の英語版を更新しました（平成27年8月24日）
- 【輸入】「国際郵便物での植物類の輸入について」を新設しました（平成27年8月14日）
- 【輸出入・国内】情報誌「植物防疫所病害虫情報 No.106」を掲載しました（平成27年8月12日）
- 【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（平成27年産りんご・なし）を掲載しました（平成27年8月11日）
- 【輸出入・国内】平成26年度植物検疫統計レポートを公開しました（平成27年7月28日）
- 【輸入】「*Xylella fastidiosa*に対する輸入検疫における緊急対応について（対象国の変更）」を掲載しました（平成27年7月27日）
- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の輸出検疫早見表、検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、ベトナムの製茶の条件を更新しました（平成27年7月17日）
- 【輸出】台湾の詳細情報ページを更新しました（平成27年7月17日）
- 【国内】「平成26年に実施したウメ輪紋ウイルスの病気の発生に係る調査結果について」を掲載しました（平成27年7月7日）
- 【輸出】植物防疫所リーフレット「海外へ日本の農産物をお土産として持ち出す方へ」を作成しました（平成27年7月1日）

## 目 次

* 植物検疫関係情報 - 平成27年9月9日現在 -	表紙
* 平成26年輸出入植物検疫概況（全国）	1
* 関西国際空港における携帯品検査について	4
* リンゴ輸出拠点の対応強化（青森出張所が弘前市へ移転）	5
* 国際便が急増する静岡空港の現状について	5
* 平成27年度「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習・修了試験」について	6
* 輸出木材が急増（門司管内）	6
* 植物防疫所の国際協力（JICA研修員の受け入れ）	7
* 植物検疫に関する展示・広報を行います	7

# 平成 26 年輸出入植物検疫概況(全国)

## 輸 入

平成 26 年に貨物で輸入された植物の検査数量は、栽培用苗・球根類約 8.4 億個（前年比 95%）、栽培用種子約 2.1 万 t（同 88%）、切花約 21 億本（同 94%）、生果実・野菜約 255 万 t（同 97%）、穀類・豆類約 2,788 万 t（同 100%）、嗜好香辛料・油料・肥飼料など約 898 万 t（同 98%）、木材約 421 万 m<sup>3</sup>（同 92%）でした（図 1）。

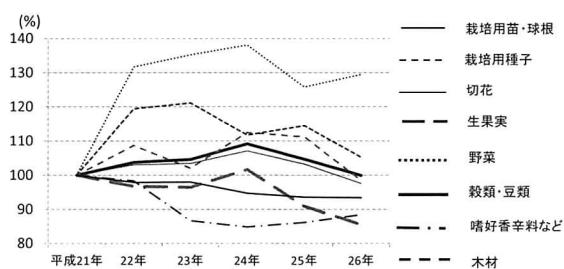


図 1 植物の種類別輸入検査数量（貨物）の増減率（平成 21 年の数量を基準）

また、輸入検査件数は約 64 万件で、前年に比べて約 4 万件減少しました。平成 21 年から 24 年までは 70 万件前後で推移しており、25 年以降は減少傾向にあります（図 2）。

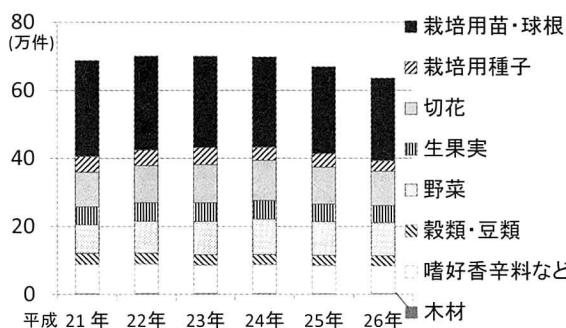


図 2 植物の種類別輸入検査件数（貨物）の推移

植物の種類別の輸入検査状況は以下のとおりです。なお、文中の病害虫名は、日本に発生記録がなく、農産物に被害を及ぼす恐れがあるもののうち、発見件数が多いものです。

### ● 栽培用苗・球根・種子

検査数量は、苗類約 4.2 億個（前年比 95%）、球根類約 4.2 億個（同 96%）、種子約 2.1 万 t でした。

平成 21 年と比較すると、苗類は 108%、球根類は 92%、種子は 93% の増減となっています。

苗類は、ベトナム及びエチオピア産キクさし穂、中国産カーネーションなどの花き苗、球根類は、オランダ産グラジオラス属、ネギ属などの花き球根、種子は、フランス産トウモロコシ、インド産キュウリの検査件数が平成 21 年に比べ多くなっています。

輸入検査で発見される病害虫は、テンサイ(ビート)種子などからテンサイさび病菌 (*Uromyces betaee*) が発見されています。

### ● 切花

検査数量は、約 21 億本で、中国、マレーシア、コロンビア、タイ、ベトナムなどから輸入されています。

平成 21 年と比較すると 99% とわずかに減少していますが、キク属（21 年比 134%）及びナデシコ属（同 132%）は、大幅に増加しています。

輸入量の多い品目は、ヒサカキ属（4.5 億本）、サカキ属（4.3 億本）、ナデシコ属（3.3 億本）、キク属（3.1 億本）、デンドロビューム属（1.0 億本）でこれらの 5 品目で全体の約 77% を占めています。

輸入検査で発見される害虫は、アザミウマ科、アブラムシ科、ハダニ科、チョウ目などが多く、アメリカカタバコガ (*Helicoverpa zea*)、ツマジロクサヨトウ (*Spodoptera frugiperda*) などが発見されています。

### ● 生果実・野菜

検査数量は、生果実約 158 万 t、野菜 97 万 t で、主としてフィリピン、ニュージーランド、中国、メキシコ及びアメリカから輸入されています。

平成 21 年と比較すると、生果実は 84% と減少し、野菜は 137% と増加しています。

生果実では、フィリピン産バナナ、同国産パイナップル及びアメリカ合衆国産カンキツ類の輸入検査量が多く、野菜では、中国産タマネギ、同国産ニンジン及び同国産ネギの輸入検査量が多くなっています。

輸入検査の結果、オーストラリア産オレンジなどからガハニコナカイガラムシ (*Pseudococcus calceolariae*)、ペルー産アスパラガスなどからニセアメリカタバコガ (*Heliothis virescense*)、アメリカ産ブロッコリーなどからアメリカヒメナガカメムシ (*Nysius raphanus*) などが発見されています。



韓国産パプリカの輸入検査

### ● 穀類・豆類・嗜好香辛料など

検査数量は、穀類約 2,467 万 t、豆類約 320 万 t、嗜好香辛料約 67 万 t、油料・肥飼料約 832 万 t でした。

平成 21 年と比較すると穀類は 96% のやや減少傾向で豆類が 86% で大幅に減少しました。嗜好香辛料は 97% のやや減少で、油料・肥飼料は 102% と若干増加しています。

輸出国での消毒が必要な条件付き輸入解禁植物として、アメリカ及びカナダ産乾牧草、中国産イネワラが輸入されています。

北米から輸入されるアルファルファヘイなどの牧草類には、輸入禁止品であるムギワラ類が混入している事例があり、細心の注意を払って検査を行っています。

### ● 木材

検査数量は、約 421 万 m<sup>3</sup> でした。平成 21 年と比較すると南洋材及び北洋材の輸入量が減少しています（図 3）。

特に、北洋材は、原木（丸太）の輸出関税率が引き上げられた影響により、製材での輸入に移行していることが原因の一つに挙げられます。

輸入検査では、カミキリムシ科、キクイムシ科、ゾウムシ科、タマムシ科などの害虫が発見され、北米産マツ属からアメリカマツノキクイムシ (*Dendroctonus ponderosae*) などが発見されています。

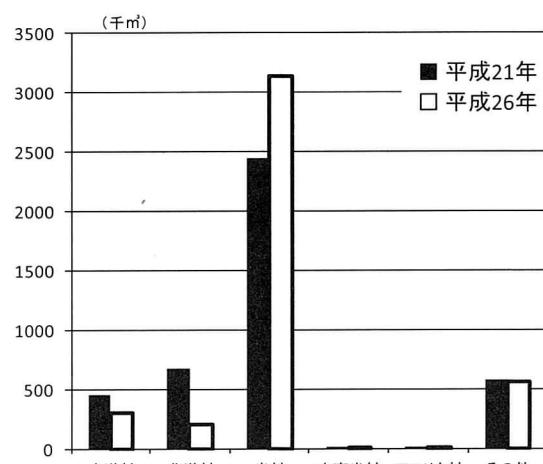


図 3 輸入木材検査数量の推移（単位は千m<sup>3</sup>）

## 輸 出

平成 26 年に輸出された植物の検査数量は、栽培用苗・球根類約 919 万個（前年比 88%）、栽培用種子約 0.2 万 t（同 100%）、切花約 42 万本（同 135%）、生果実・野菜約 3 万 t（同 107%）、穀類・豆類など約 9.3 万 t（同 68%）、嗜好香辛料・肥飼料など約 3.7 万 t（同 84%）、木材約 57 万 m<sup>3</sup>（同 194%）となっています。過去 5 年の推移をみると、栽培用苗・球根類は減少傾向で、木材は大幅な増加傾向にあります（表）。

表 植物の種類別輸出検査数量（貨物）の推移

種類	（単位）	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
栽培用苗類	（万個）	1,234.0	836.0	983.0	982.0	850.0
球根類	（万個）	127.0	119.0	47.0	61.0	69.0
栽培用種子	（万t）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
切花	（万本）	22.0	14.0	14.0	31.0	42.0
生果実	（万t）	2.2	1.8	1.1	2.0	2.3
野菜	（万t）	0.6	0.6	0.5	0.8	0.7
穀類・豆類	（万t）	22.8	15.0	20.9	13.7	9.3
嗜好香辛料	（万t）	1.2	0.6	0.6	0.6	0.5
肥飼料類	（万t）	3.2	6.3	2.8	3.9	3.2
木 材	（万m <sup>3</sup> ）	24.0	11.0	17.0	29.0	57.0
	（万個・本）	1,383.0	969.0	1,044.0	1,074.0	961.0
合計	（万t）	30.1	24.5	26.1	21.2	16.2
	（万m <sup>3</sup> ）	24.0	11.0	17.0	29.0	57.0

検査件数は、平成 25 年から増加傾向にあり、平成 23 年及び平成 24 年（約 3.8 万件）と比較して、平成 25 年（約 4.6 万件）、平成 26 年（約 5.0 万件）は大幅に増加しています（図 4）。

植物の種類別の輸出検査状況は、以下のとおりです。

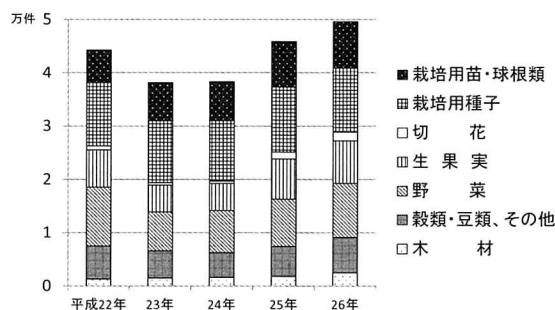


図4 植物の種類別輸出検査件数（貨物）

### ●栽培用苗・球根・種子

(輸出先 106カ国・地域)

検査数量は、苗類約 850 万個・球根類約 69 万個と平成 23 年以降減少傾向にあり、種子は、毎年ほぼ 0.2 万 t で推移しています。検査件数は種苗類全体で、平成 22 年より多くなっています。特に苗類は、数量が減少したにもかかわらず検査件数が多くなっており、検査荷口の小口化がうかがえます。

検査件数の多い輸出先国・地域については、苗類では、オランダ、香港、中国、台湾、アメリカの順で、この 5 カ国・地域が全体の 55% を占めています。

球根類では、ロシア、アメリカ、フランス、オランダの順で、この 4 カ国が全体の 61% を占めています。

また、種子では、アメリカ、中国、韓国、チリ、インドの順で、この 5 カ国が全体の 41% を占めています。

### ●切花 (輸出先 17カ国・地域)

検査数量は、バラ科、キク科など約 42 万本で、平成 23 年以降減少傾向にありました。しかし、平成 25 年から増加傾向に転じました。検査件数は平成 22 年の約 2 倍となっています。

検査件数の多い輸出先国・地域は、韓国、グアム、台湾、アラブ首長国連邦、オランダの順で、この 5 カ国・地域が全体の 80% を占めています。

### ●生果実・野菜

(輸出先 26カ国・地域)

検査数量は、リンゴ、カンキツ類、ナシ、モモ、ブドウなどの生果実が約 2.3 万 t、イチゴ、ナガイモ、カボチャ、サツマイモなどの野菜が 0.7 万 t で、過去 5 年の推移を見ると、生果実は平成 25 年より増加に転じ、野菜は毎年ほぼ 0.6 万 t 程度で推移しています。

検査件数の多い輸出先国・地域については、生果実では、台湾、タイ、ロシア、中国の順で、この 4 カ国・地域が全体の 98% を占めています。特に台湾が多く、全体の 86% を占めています。野菜では、台湾、タイ、北マリアナ諸島、ロシアの順で、この 4 カ国・地域が全体の 90% を占めています。生果実と同様に台湾が多く、全体の 70% を占めています。



台湾向けナシ生果実の輸出検査

### ●穀類・豆類・嗜好香辛料など

(輸出先 35カ国・地域)

検査数量は、穀類・豆類約 9.3 万 t、嗜好香辛料約 0.5 万 t、肥飼料類約 3.2 万 t です。

検査件数の多い輸出先国・地域は、台湾、ベトナム、オーストラリア、タイ、インドネシアの順で、この 5 カ国・地域が全体の 79% を占めています。

### ●木材 (輸出先 18カ国・地域)

検査数量は、約 57 万 m<sup>3</sup> で、前年の約 2 倍に増加しました。これは、中国へ住宅用途として樹皮付き丸太の輸出が増加していることによるものです。

検査件数の多い輸出先国・地域は、中国、台湾、インドネシア、ベトナムの順で、この 4 カ国・地域が全体の 97% を占めています。特に中国が多く、全体の 59% を占めています。

輸出検疫は、輸出先（国・地域）の検疫要求に応じた検査を実施する必要があるため、輸出先や植物の種類によっては、日本における検査に時間がかかる場合があります。このため、植物を輸出される際は、お早めに植物防疫所へご連絡ください。

※文中の表及び図は、植物防疫所の「植物検疫統計」から引用し作成しています。

# 関西国際空港における携帯品検査について

関西国際空港は、平成6年9月に日本初の24時間運用可能な海上ハブ空港として開港し、平成26年に開港20周年を迎えました。

平成24年10月には日本初の格安航空会社(LCC)専用の第2ターミナルを開設し、平成27年夏期では、国際線旅客便はLCC15社を含む航空会社61社がアジアを中心に世界21カ国、59都市間を週882便運航しています。

平成26年度には訪日旅行の人気を背景に、国際線の旅客者数が1,350万人を超え過去最高となり、外国人旅客数が日本人旅客数を上回っています(図1)。また、平成27年1月～6月の旅客数は、前年同期比1.2倍以上と伸びており、今後もLCCなどの新規参入・増便が見込まれることから、新たな国際線LCC専用の第3ターミナル建設が平成29年1月末供用開始を目指されています。

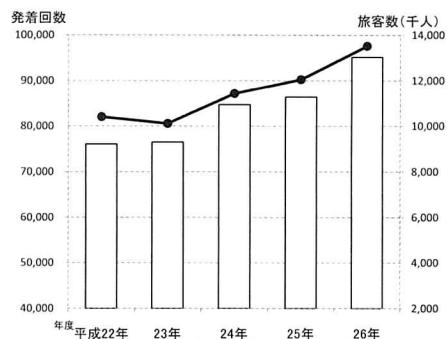


図1 関西国際空港における国際線発着回数及び旅客数の推移

\*データは新関西国際空港株式会社Web頁参照  
(<http://www.nkiac.co.jp/data/index.html> H27.8.1)

旅行者の増加に伴い、携行輸入される植物も増加しており、平成26年における携帯品の検査件数は、5.1万件を超えていました(図2)。主な品目は、韓国、台湾、ベトナム産などの野菜で全体の約5割を占めています。特に韓国産野菜は、「担ぎ屋さん」と呼ばれる個人輸入者がほぼ毎日大量に輸入しており、1便あたりの検査数量が1tを超えることも珍しくありません。

また、輸入が禁止されている植物の持込みも増加し、平成26年に携行された輸入禁止品は6,785件で、中国(2,992件)、ベトナム(1,791件)、タイ(578件)の3カ国で全件数の約8割を占めています(図3)。

主な品目は、中国のリンゴ、インゲンマメ、クルミ核子、ベトナム及びタイのマンゴウ、トウガラシ、グアバ(バンジロウ)、ライムなどで、これらの輸入禁止品からは日本未発生のミバエ類などの重要害虫が数多く発見されています。植物防疫

所では、これらの海外から持込まれる植物に伴う病害虫の侵入を防止するために綿密な検査を行っています。

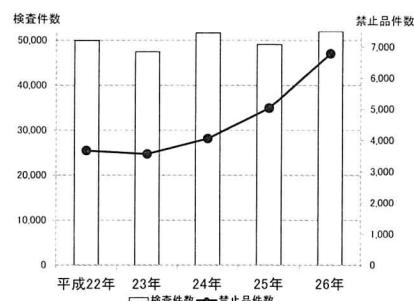


図2 関西空港支所における携帯品検査実績

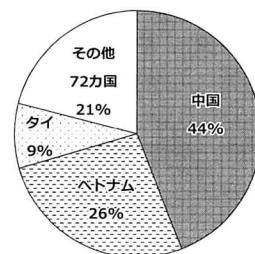


図3 平成26年輸入禁止品件数における各国の割合

あわせて、植物防疫所関西空港支所では、より多くの方に植物検疫制度を知っていただけるよう、年3回、旅行者の方々への広報用チラシなどの配布や西日本最大の旅行業イベントである「関空旅博2015」に出演するなど、周知活動を実施しています。

また、今年5月29日には第1ターミナルビル4階出国エリアに輸出検疫カウンターを開設し、旅行者が持ち帰る日本産農産物の携帯品検査を実施しています。

今後、益々増加する旅行者の方々に植物検疫制度を幅広く周知するとともに、病害虫侵入防止のため、的確な携帯品検査を実施していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

(神戸植物防疫所関西空港支所)



関空旅博での周知活動

### リンゴ輸出拠点の対応強化 (青森出張所が弘前市へ移転)

青森出張所は昭和 43(1968) 年 10 月に開設されて以来、青森港に輸入される穀類、木材などの検査及びリンゴの輸出検査を行ってきました。近年青森港の輸入数量が減少傾向にある一方、国、青森県による輸出促進政策に沿ってリンゴの集荷地検査の業務が増加しています。集荷地検査とは、通常、港や空港で行う輸出検査を、輸出業者などからの要請を踏まえ生産地にある選果こん包施設などで行うものです。

リンゴの輸出先として 9 割以上を占める台湾向け（他は中国、タイ、ロシアなど）は、年々増加し、平成 26 年産のリンゴでは 19,726 トンの台湾向け集荷地検査を実施しました（9 月～3 月）。台湾向けリンゴの多くが春節（1 月下旬～2 月上旬）に向けて輸出され、さらにコンテナ航路の関係から検査が水曜と木曜に集中するため、輸出最盛期には、1 日に 20 か所以上の施設を車で移動しながら検査することもあります。

しかし、集荷地検査の場所は青森市から往復で 3 時間を要する弘前市に集中しており、一日

あたりの検査数量を増やしてほしいとの関係者からの要望に応えることができませんでした。

この要望に応えるため、青森市にあった事務所を弘前市へ移転し、名称も弘前出張所として平成 27 年 7 月から検疫業務を開始しました。

今後も関係者の協力を得ながらより効率的で円滑な輸出検査を実施してまいります。

（横浜植物防疫所塩釜支所弘前出張所）



弘前出張所

### 国際便が急増する静岡空港の現状について

静岡空港は、開港 6 年目を迎えた今年、これまで 2 路線・週 18 便で運用していた国際定期便が、15 路線・週 53 便と大きく増加しました。これは、今年に入り中国の地方都市（武漢、南寧、西安、鄭州、温州、南京、杭州）からの定期便が相次いで就航したためです。

中国経済の発展を背景に、首都圏や関西圏へのアクセスの良さから静岡空港を利用する中国人旅行者が増えています。これに対応するため静岡空港では 7 月 23 日から運用時間を 1 時間 30 分延長し、早朝や夜間便の就航を可能としました。また、平成 30 年を目処に現在のターミナルビルの改修を行うなど施設の充実化も進められています。

中国人旅行者の増加に伴い、輸入が禁止されているカンキツ類、リンゴ、ナシなどの生果実やキュウリ、トマトなどの野菜が持ち込まれる事例が急増しています。

植物防疫所では、細心の検査を行い病害虫の侵入及び蔓延を防止するため、今後も国際便の就航状況を見極め、効率的な検疫体制の整備を進めています。

（名古屋植物防疫所清水支所）



展望デッキからの風景（富士山と中国便旅客機）

### 平成 27 年度「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習・修了試験」について

平成 27 年 7 月 2 日（木）～3 日（金）、横浜、名古屋及び神戸植物防疫所の 3 会場で、平成 27 年度植物検疫くん蒸作業主任者専門講習及び修了試験を実施しました。

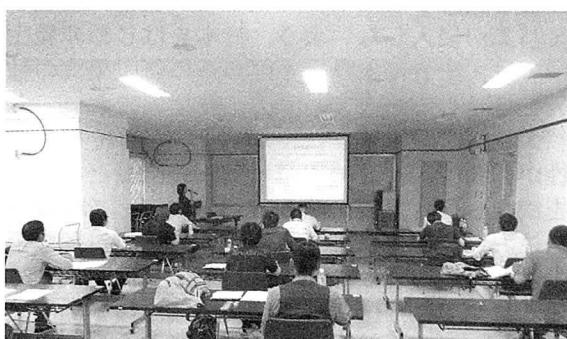
この講習は、植物検疫くん蒸に携わる事業者などに、植物検疫くん蒸の基礎知識（植物検疫の概要・関係法令及びくん蒸効果の確保）、使用される検疫くん蒸剤（臭化メチル、リン化アルミニウム及び青酸）、使用場面（倉庫、サイロ、本船、木材天幕及びはしけ）の知識を習得していただき、安全で適切な植物検疫くん蒸を行えるように実施しており、講習終了後に修了試験（筆記、実技及び口述）を実施しています。

これまでには、7 月に講習を実施し、約 1 ヶ月後の 8 月に修了試験を行っていましたが、今年度から講習と修了試験を同一日程内で実施することとなり、本年度は 3 会場計 41 名が受講・受験しました。

これまででは受講と受験の 2 回、会場に足を運ぶ必要があったのが 1 回となり、移動にかかる費用・時間の面での負担が軽減されました。

平成 28 年度についても講習と修了試験を同一日程内で行う予定で、詳細は植物防疫所ホームページなどでお知らせします。

（神戸植物防疫所本船貨物担当）



講習の様子

### 輸出木材が急増（門司管内）

門司植物防疫所管内の輸出品目の中で、特に増加しているのが木材です。平成 26 年の輸出検査数量は 35 万 m<sup>3</sup>で、前年の約 1.8 倍、前々年の約 3 倍と、年々増加しています。主な輸出先は中国、台湾で、増加の主な理由としては、中国では住宅建設用資材として、台湾では工事用資材としての需要が増加していることなどが挙げられます。

輸出木材は主に志布志出張所、細島出張所、八代出張所、大分出張所で検査されており、そのうち最も検査数量が多いのが志布志出張所です。平成 26 年の志布志出張所での検査数量は 18 万 m<sup>3</sup>で、全国の約 3 割を検査しています。

志布志出張所で輸出検査を行う木材の多くは中国向けで、輸出国の検疫条件である臭化メチル天幕くん蒸が行われ、輸出検査合格したもののが輸出されています。

今後も木材の輸出量の増加が見込まれることから、関係業者の方々と連絡を密にしつつ、効率的な輸出検査の実施に努めてまいります。

（門司植物防疫所輸出検疫担当）



志布志港埠頭での木材輸出検査

### ● 植物防疫所の国際協力 (JICA 研修員の受け入れ)

植物防疫所の国際協力の一つとして、那覇植物防疫事務所では毎年、JICA 課題別研修「ミバエ類温度処理殺虫技術」コースの研修員受け入れを行っています。今年は通算 28 回目の研修で、5 月 6 日から 4 カ月間、バングラデシュ、ブルキナファソ、ミャンマー、ペルー、ベトナムの 5 カ国から 6 名の研修員が技術研修に参加しています。

研修員の母国では、ウリミバエやミカンコミバエ、チチュウカイミバエなど経済的に大きな被害を及ぼすミバエが発生しています。これらミバエが侵入しないよう、日本をはじめ非発生国では、法令により発生国からの寄主果実の輸入を禁止しています。一方、発生国においてミバエを完全殺虫する技術が確立され、その有効性が非発生国で認められれば、殺虫などの基準を満たした生果実の輸入ができます。このコースにおいて研修員は、蒸熱処理や低温処理などの温度処理によるミバエ殺虫技術を習得します。

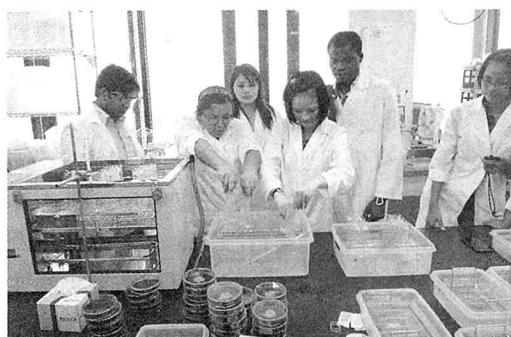
これまでに帰国した研修員が殺虫技術開発に成功し、日本や韓国などでタイ産マンゴーやベ

トナム産ドラゴンフルーツなどが、温度処理を条件に、輸入されるようになりました。

また、このコースの実績が評価され、平成 27 年 4 月にテレビ放映された JICA 沖縄国際センター設立 30 周年記念番組で、那覇植物防疫事務所での研修とその成果が紹介されました。

那覇植物防疫事務所では、日本の国際協力の一助として開発途上国の発展につながるよう、今後も研修員の受け入れを継続していく予定です。

(那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当)



ミバエの殺虫試験を行う海外研修員

## お知らせ

### 植物検疫に関する展示・広報を行います

植物防疫所では、植物検疫制度を皆さんに広く知っていただくため、以下の催しで展示・広報を行います。植物検疫についてのさまざまな情報や、輸入が禁止されている果実のレプリカなどがご覧いただけます。

ご家族で楽しめる内容となっておりますので、ぜひお出かけください。

#### ● ツーリズム EXPO ジャパン

場所：東京ビッグサイト 東展示棟 1～6 ホール  
(東京都江東区有明 3-11-1)

日時：平成 27 年 9 月 26 日（土）10:00～18:00、9 月 27 日（日）10:00～17:00

入場料や開催場所へのアクセス等については、ツーリズム EXPO ジャパンのホームページ (<http://www.t-expo.jp/>) をご覧ください。

#### ● 平成 27 年度（第 54 回）農林水産祭「実りのフェスティバル」

場所：サンシャインシティ ワールドインポートマートビル 4F 展示ホール A  
(東京都豊島区東池袋 3-1-3)

日時：平成 27 年 11 月 13 日（金）10:00～17:00、11 月 14 日（土）10:00～16:00

入場無料です。詳しくは、公益財団法人日本農林漁業振興会のホームページ (<http://www.affskk.jp/>) をご覧ください。